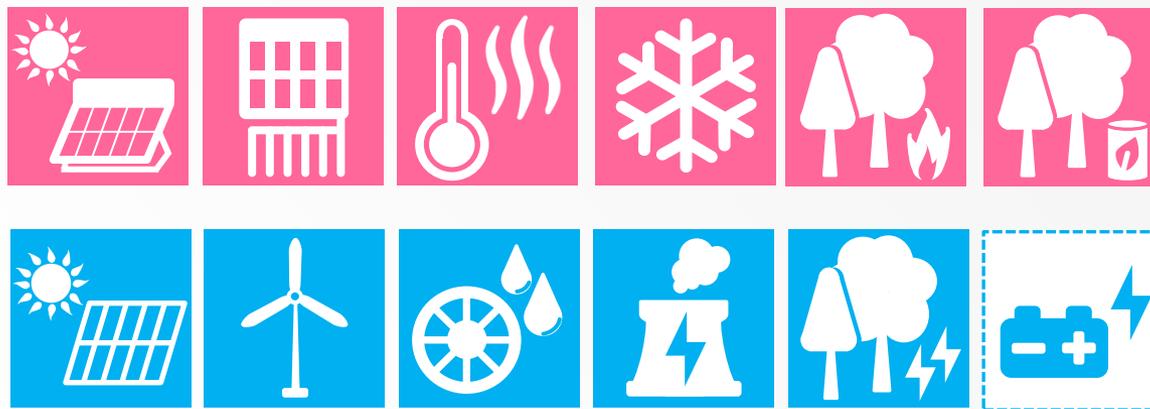


平成28年度 再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金 (新規事業) について



目次

P 4 ~ 7 補助金を受給される皆様へ

全体概要

P 9	事業の目的
P 1 0	事業名称・予算額
P 1 1 ~ 1 4	公募期間と交付決定について
P 1 5 ~ 1 6	補助対象事業者
P 1 7 ~ 3 3	補助対象設備
P 3 4 ~ 3 9	補助対象経費
P 4 0 ~ 4 6	補助対象範囲
P 4 7	申請単位
P 4 8 ~ 5 7	申請パターン
P 5 8	補助率
P 5 9	補助金上限額
P 6 0 ~ 6 3	複数年度事業

目次

事業の実施

P 6 5 ~ 6 7	事業全体のスケジュール
P 6 8 ~ 6 9	交付の申請
P 7 0	審査
P 7 1	交付決定・採択結果の公表
P 7 2 ~ 7 3	補助事業の開始
P 7 4	補助事業の計画変更
P 7 5	中間検査
P 7 6	補助事業の完了
P 7 7 ~ 7 8	実績報告及び額の確定
P 7 9	補助金の支払い
P 8 0	取得財産等の管理等
P 8 1 ~ 8 3	利用状況等の報告
P 8 4	問い合わせ

補助金を申請及び受給される皆様へ



一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下、「S I I」といいます）
が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、
社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、S I Iと
しても**厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては
厳正に対処いたします。**

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される
方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年
8月27日法律第179号）」をよくご理解の上、また次頁以降の点に
ついて也十分にご認識いただいた上で、補助金受給に関する全ての
手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

補助金を申請及び受給される皆様へ



- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、**如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。**
- ② S I I から補助金の交付決定を通知する以前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ③ 補助事業に係る資料、（申請書類、S I I 発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む）の日の属する年度の**終了後5年間は、いつでも閲覧に供せるよう保存**してください。

補助金を申請及び受給される皆様へ



- ④ 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてS I Iの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、S I Iは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。

※ 処分制限期間とは、導入した機器等の耐用年数期間をいう。

※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。

※ 耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に準ずる。

- ⑤ また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、S I Iとして、**補助金の受給者に対して必要に応じて現地調査等を実施**します。

補助金を申請及び受給される皆様へ



- ⑥ 前頁の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち**取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額をS I Iに返還**していただきます（S I Iは、当該金額をそのまま国庫に返納します）。併せて、**S I Iから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表**することがあります。
- ⑦ S I Iは、交付決定後、採択分については、事業者名、事業概要等をS I Iのホームページ等で公表することがあります。
- ⑧ なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）の第29条から第32条において、**刑事罰等を科す旨規定されています。予め補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業への申請手続きを行うこととしてください。**

全体概要

事業の目的

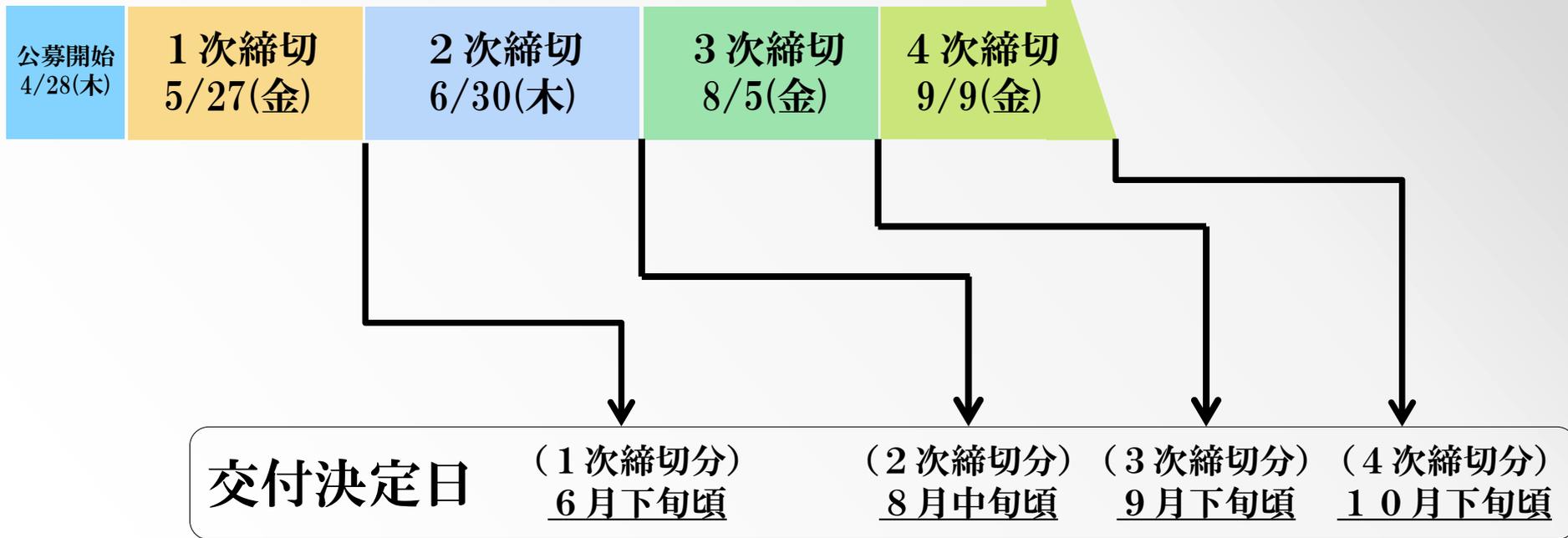
- ・再生可能エネルギーはエネルギー起源の温室効果ガスの排出削減に寄与し、地域活性化に資する国産エネルギー源であること等から、再生可能エネルギー熱利用システムや自家消費型発電システムの導入拡大が重要です。
- ・本事業では、再生可能エネルギー事業者支援事業（民間事業者等が行う再生可能エネルギー利用設備の導入事業をいう。）に要する経費の一部を補助することにより、地域における再生可能エネルギー利用の拡大を図ることによって、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることを目的とします。

事業名称・予算額

事業名称 再生可能エネルギー事業者支援事業

予算額 平成28年度 再生可能エネルギー
事業者支援事業費補助金 約33.5億円
(新規事業分)

公募期間と交付決定について



- 交付申請書は、上記公募期間において**随時受付**を行います。また公募期間中に締切を4回設け、**各締切毎に審査及び交付決定を行います**。
- 各締切時点で予算額を超える申請があった場合は、S I Iのホームページにて公表を行います。その場合の申請の取扱については、S I Iのホームページを確認してください。

公募期間と交付決定について

- **補助事業開始日**
補助事業の開始日は、**S I I が補助対象事業の交付を決定した日（交付決定日）以降**とします。
- ※**補助対象経費に係る発注は、交付決定日以降に実施してください。**
また原則として**3者見積・競争入札によって、相手先を決定してください。**3者見積・競争入札は**公募開始から交付決定前の実施も可**とします。

公募期間と交付決定について

- 補助事業完了日
補助事業の完了日は、**設置工事、システムの試運転の完了**及び補助対象事業者における**支出義務額（補助対象経費全額）を支出完了（精算を含む。）**した日とします。

公募期間と交付決定について



補助事業の開始は交付決定日以降となるため、
事業計画を十分に検討し、申請を行ってください。

補助対象事業者

再生可能エネルギー利用設備（※1）を導入する
民間企業（※2）及び青色申告を行っている
個人事業主（※3）を補助対象事業者とします。

- ※1 発電設備を導入する場合は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条に基づく設備認定を受けない設備であること（固定価格買取制度において設備認定を受けないこと）。
- ※2 地方公共団体等が出資し設立された法人又は営利を目的としない事業を行う民間団体は対象外とする。
- ※3 個人事業主は、青色申告者であり、税務代理権限証書の写し、又は税理士・会計士等により申告内容が事実と相違ないことの証明（任意書式）、又は税務署の受取り受領印が押印された確定申告書Bと所得税青色申告決算書の写しを提出できること。

補助対象事業者



- 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられている申請者は対象外です。その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない申請者も対象外です。
- 地方公共団体・非営利民間団体等は、環境省の「平成28年度 再生可能エネルギー電気・熱 自立的普及促進事業」の対象です。

執行団体：公益財団法人 日本環境協会 (<https://www.jeas.or.jp/>)

補助対象設備

再生可能エネルギー由来の熱を有効利用する熱利用設備



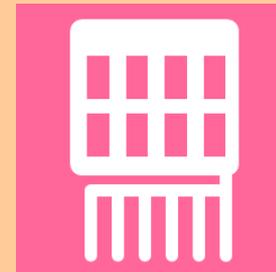
太陽熱利用



温度差
エネルギー利用



雪氷熱利用



地中熱利用



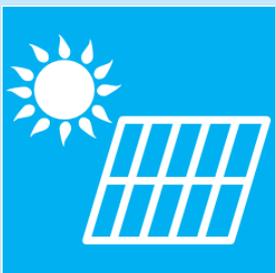
バイオマス
熱利用



バイオマス
燃料製造

自家消費を目的とした再生可能エネルギー発電設備

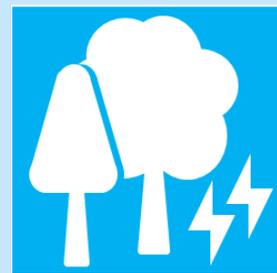
※固定価格買取制度において設備認定を受けないこと



太陽光発電



風力発電



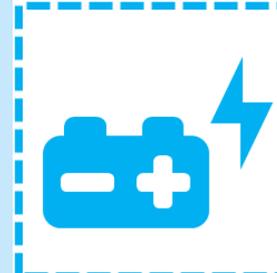
バイオマス
発電



水力発電



地熱発電



蓄電池
※発電設備と併せて
設置する場合のみ
補助対象となります

補助対象設備

補助対象設備の要件（熱利用設備）



太陽熱利用



温度差
エネルギー
利用



雪氷熱利用



地中熱利用



バイオマス
熱利用



熱を利用する区域・用途に占める再生熱の割合（再エネ率）が
10%以上、または再生熱の年間総発熱量が200GJ以上

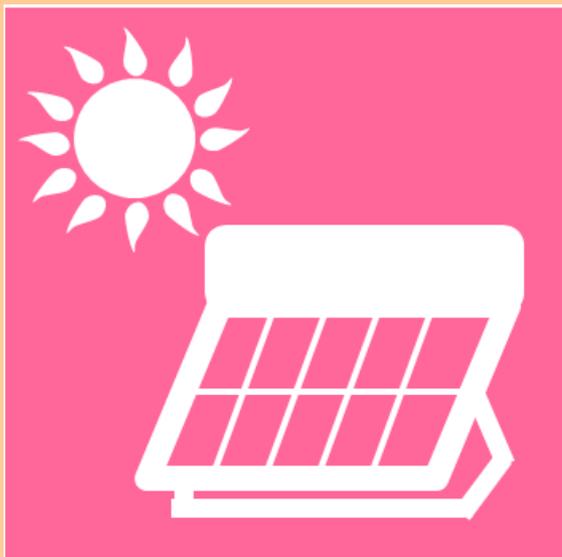
$$\text{再エネ率} = \frac{A}{B} \times 100$$

A：再生熱利用設備から、再生熱を利用する区域・用途に供給される年間総発熱量

※再生可能エネルギー熱利用設備を複数導入する場合は、その合計

B：再生熱を利用する区域・用途で必要とされる年間熱量

補助対象設備の要件（熱利用設備）



太陽熱利用

集熱器総面積 10 m^2 以上

※太陽集熱器は、JIS A 4112で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するものとする。

※集熱器総面積は、JIS A 4112で規定する太陽集熱器の集熱器総面積とし、 m^2 単位の小点数以下切捨てとする。追尾式の集光型太陽集熱器の集熱器総面積は、太陽集熱器本体の垂直投影面積の総和とする

補助対象設備

補助対象設備の要件（熱利用設備）



温度差エネルギー
利用

※海水、河川水、下水等の水を
熱源とするもの

熱供給能力 0.10 GJ/h
(24 Mcal/h) 以上

補助対象設備の要件（熱利用設備）

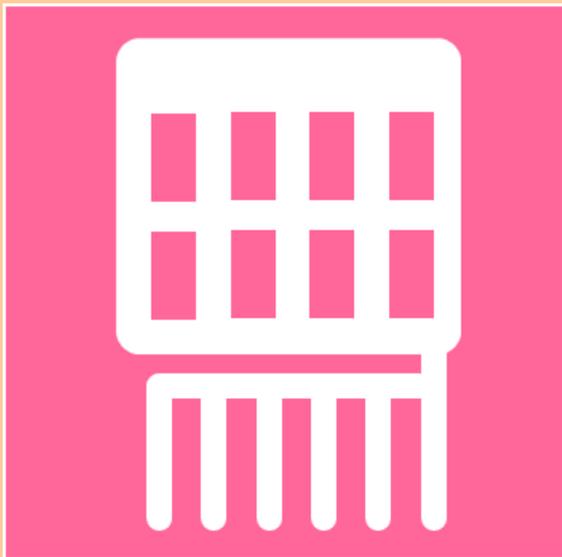


雪氷熱利用

※雪または氷（冷凍機を用いて
生産したものを除く）を
熱源とするもの

冷気・冷水の流量を調節する
機能を有する雪室・氷室に
限る。

補助対象設備の要件（熱利用設備）



地中熱利用

- ①暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有する設備に限る。
- ②ヒートポンプを設置する場合、熱供給能力 **10 kW以上**（連結方式の場合は、設備全体の合算値）

補助対象設備の要件（熱利用設備）



バイオマス熱利用

※バイオマスとは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く）

- ①バイオマス依存率 **60% 以上**
- ②バイオマスから得られる熱供給能力 **0.40 GJ/h (0.095 Gcal/h) 以上**
- ③バイオマスコージェネレーション（熱電併給）設備の場合 **発電出力10 kW 以上**

※離島地域及びへき地は、②③の要件なし

※副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは対象としない。常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。

補助対象設備の要件（熱利用設備）



バイオマス燃料製造

※バイオマスとは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く）

1. メタン発酵方式

- ・ガス製造量：100 Nm³/日以上
- ・低位発熱量：18.84 MJ/Nm³（4,500 kcal/Nm³）以上

2. メタン発酵方式以外

- ・製造量：固形化150 kg/日以上
液化 100 kg/日以上
ガス化450 Nm³/日以上
- ・低位発熱量：固形化12.56 MJ/kg（3,000 kcal/kg）以上
液化 16.75 MJ/kg（4,000 kcal/kg）以上
ガス化4.19 MJ/Nm³（1,000 kcal/Nm³）以上

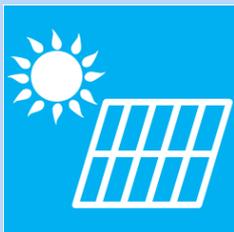
1、2 共通 バイオマス依存率 **60% 以上**

※離島地域及びへき地は、1、2の要件なし

※製造されたバイオマス燃料は、原則として全量が発電又は熱利用されるものであること。但し固定価格買取制度の認定を受けた発電設備の燃料として使用しないこと

補助対象設備

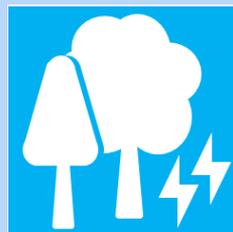
補助対象設備の要件（発電設備）



太陽光発電



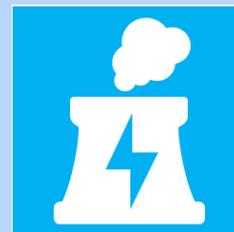
風力発電



バイオマス
発電



水力発電

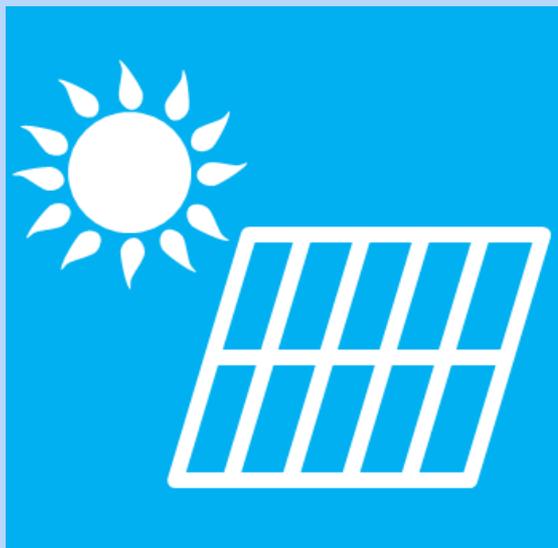


地熱発電

再生可能エネルギー発電設備の年間発電量が、**ひとつの
需要先の年間消費電力量（※）の範囲内**であること

※年間消費電力量は、電気事業者との1需給契約の施設
（1需給契約でない複数施設は不可）の消費電力量とする。

補助対象設備の要件（発電設備）



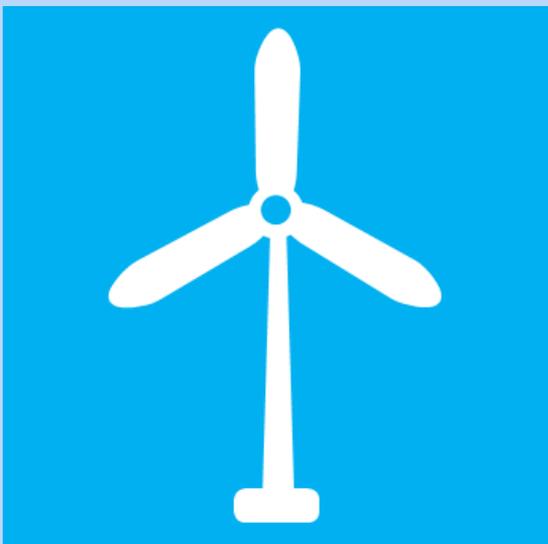
太陽光発電

太陽電池出力 **10 kW以上**

※太陽電池出力は、太陽電池モジュールのJIS等に基づく公称最大出力の合計値と、パワーコンディショナの定格出力合計値の低い方で、kW単位の小數点以下を切捨てとする。

補助対象設備

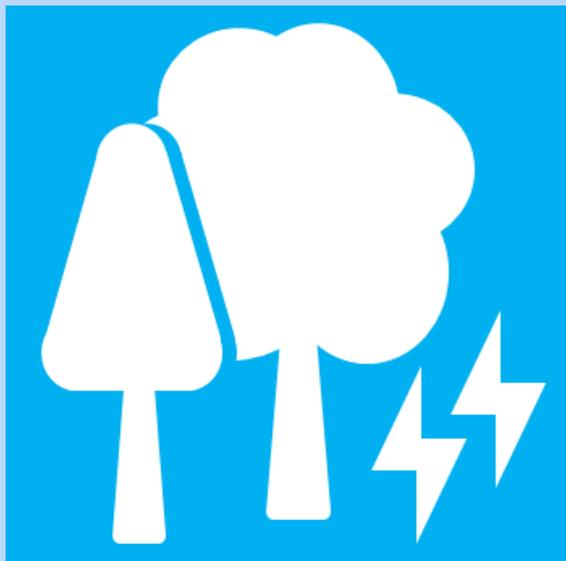
補助対象設備の要件（発電設備）



風力発電

発電出力 **10 kW以上**
(単機出力 1 kW以上)

補助対象設備の要件（発電設備）



バイオマス発電

※バイオマスコージェネレーション（熱電併給）を含む

※バイオマスとは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く）

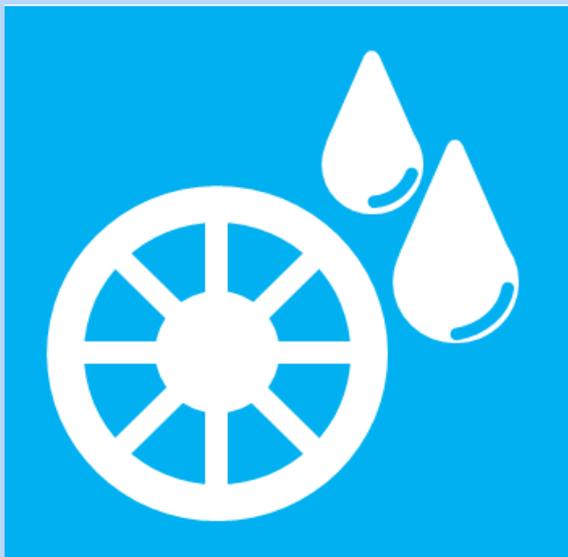
①バイオマス依存率 **60%以上**

②発電出力 **10kW以上**

※離島地域及びへき地は、②の要件なし

※副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは対象としない。常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。

補助対象設備の要件（発電設備）



水力発電

**発電出力 10 kW以上
1,000 kW以下
(単機出力 1 kW以上)**

$$\text{発電出力 (kW)} = \text{水の流量 (m}^3/\text{s)} \times \text{有効落差 (m)} \times 9.8 \times \text{水車効率} \times \text{発電機効率 (重力加速度)}$$

※ kW単位の小点数以下を切捨て

補助対象設備

補助対象設備の要件（発電設備）

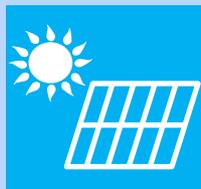


地熱発電

特に無し

補助対象設備

補助対象設備の要件（発電設備）



太陽光発電



風力発電



バイオマス
発電

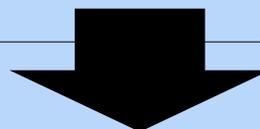


水力発電



地熱発電

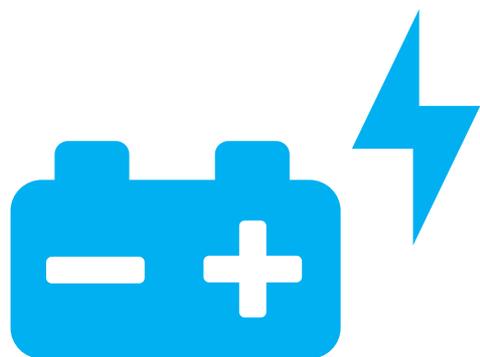
上記発電設備の
組み合わせ



再生可能エネルギー発電設備の出力合計 **10 kW以上**

※但し、太陽光発電は太陽電池出力 1 kW以上であること

補助対象設備の要件（蓄電池）



蓄電池

- 再生可能エネルギー発電設備を導入する場合に限る。
- 導入する再生可能エネルギー発電設備の出力の**同等以下**

※再生可能エネルギー発電設備を複数導入する場合、出力はそれらの合計とする。

※系統電力を蓄電するシステムは認められない。

補助対象設備

補助対象設備の要件 (バイオマス利用の共通事項)



バイオマス
熱利用



バイオマス
燃料製造



バイオマス
発電

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\text{バイオマス（燃料又は原料）の発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和+非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$$

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\sum_{n=1,2,3 \dots} (A_n \times B_n)}{\sum_{n=1,2,3 \dots} (A_n \times B_n) + \sum_{m=1,2,3 \dots} (C_m \times D_m)} \times 100$$

A：バイオマス利用量（ Nm^3/h 又は kg/h ）、複数種の場合は $n=1,2,3 \dots$ の総和

B：バイオマス低位発熱量（ MJ/Nm^3 又は MJ/kg ）

C：非バイオマス利用量（ Nm^3/h 又は kg/h ）

D：非バイオマス低位発熱量（ MJ/Nm^3 又は MJ/kg ）、複数種の場合は $m=1,2,3 \dots$ の総和

※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を100%とする。

※メタン発酵方式の場合は発酵槽へ投じられるものをバイオマス原料とする（バイオマス燃料製造の場合のみ）。

補助対象経費

区分	内容	備考
設計費	再生可能エネルギー事業者支援事業の実施に必要な機械装置等の設計費	<p>①実施設計費。 基本設計に基づいて作成された、詳細な設計作業。</p> <p>②基本設計費は補助対象外とする。</p> <p>③原則事前調査費等は補助対象外とする。</p> <p>但し、以下については補助対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地中熱利用システム設計のための、導入場所地層の熱物性等調査費（※） <p>※クローズドループ方式の場合： 熱応答試験（サーマルレスポンステスト）等</p> <p>オープンループ方式の場合： 段階揚水試験、連続揚水試験、回復試験等</p>

補助対象経費

区分	内容	備考
設備費	再生可能エネルギー事業者支援事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造等に要する経費 (土地の取得及び賃借料を除く。)	<p>①機械装置、電気制御装置、配管類及びこれらに附帯する設備の購入、製造（改造を含む）、輸送、保管に要する費用。</p> <p>②利用状況報告のために要する運転データ等取得のため最低限必要な計測機器、データ記録及び集計のための専用機器（データ取得専用を使用するものに限る）。</p> <p>③国内での販売実績のない新型機器については、実証試験結果の信頼性が認められる場合に限り、補助対象とする。</p> <p>④増設又はリプレースについては、新設の場合と同様補助対象とする。</p> <p><補助対象外の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の取得及び賃借料（リース代） ・建屋 ・蓄熱層（砂利、砕砂、碎石等） ・ガスボイラ等の補助熱源 ・中古品の導入 ・予備品

補助対象経費

区分	内容	備考
工事費	再生可能エネルギー事業者支援事業の実施に必要な工事に要する経費	<p>①機械基礎については、必要最低限の工事のみを補助対象とする。</p> <p>②土地造成、整地、地盤改良工事に準じる基礎工事及びフェンス工事は補助対象外とするが、法令で定められている必要不可欠な工事は補助対象とする。</p> <p>＜補助対象外の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建屋 ・ 既設構築物等の撤去費 ・ 植栽および外構工事費



補助対象経費の留意点

- 消費税は補助対象外とします。
- 金融機関に対する振込手数料は補助対象外とします。
但し、振込手数料を取引先が負担しており、取引価格の内数になっている場合は補助対象として計上することができます。
- 自社からの調達がある場合は、利益相当分を補助対象経費から排除してください（詳細は「公募要領P 15」をご確認ください）。
- 補助対象経費に、当該補助金以外に国からの補助金等（補助金適正化法第2条第1項に規定する補助金等をいう）を含めないでください（但し、法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められていることが証明できるものを除く）。



補助対象経費の留意点

- **本補助金と、固定価格買取制度（FIT）との併用はできません。** 詳しくは以下のホームページを参照してください。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/

(固定価格買取制度)



補助対象経費の留意点

- 本補助金と、エネルギー環境負荷低減推進税制（グリーン投資減税）との併用はできません。詳しくは、以下のホームページを参照してください。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/others/green_tax/greensite/green/

（エネルギー環境負荷低減推進税制）

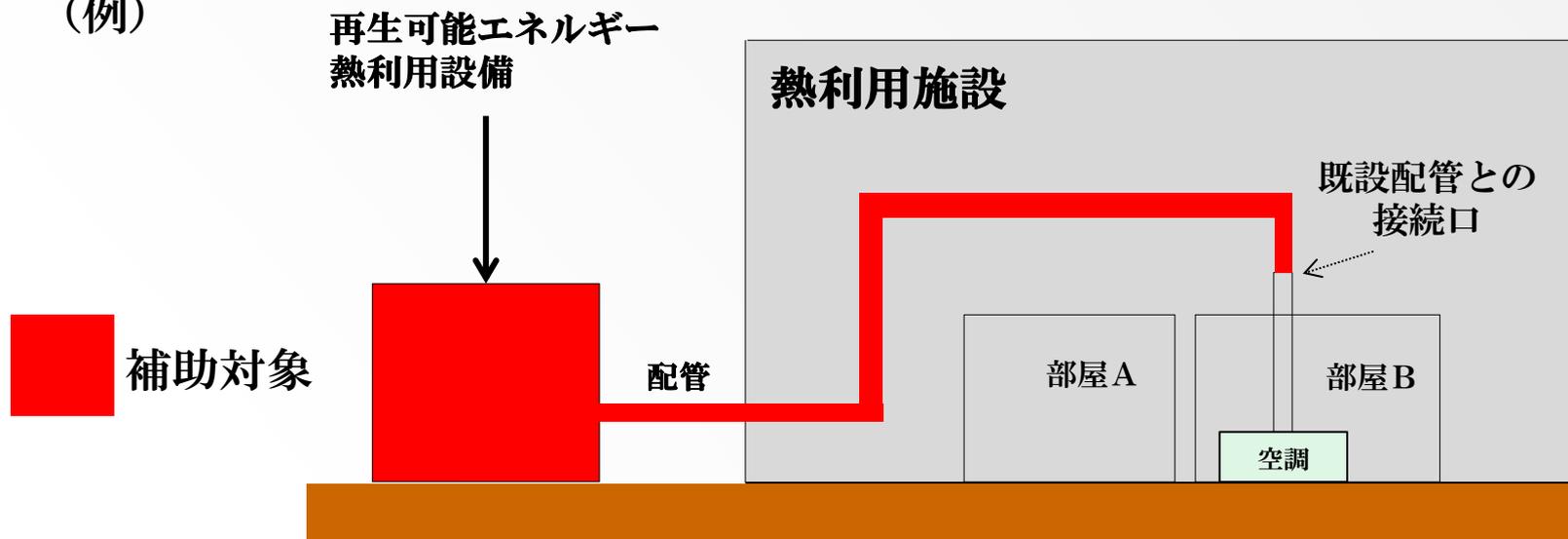
- 本補助金による補助を受けて取得した太陽光発電設備及び付帯設備については、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）の適用を受けることが可能です。詳しくは設備所在地の市区町村（固定資産税担当）に問い合わせください。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/support/dl/160401koteisisan.pdf

（再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置）

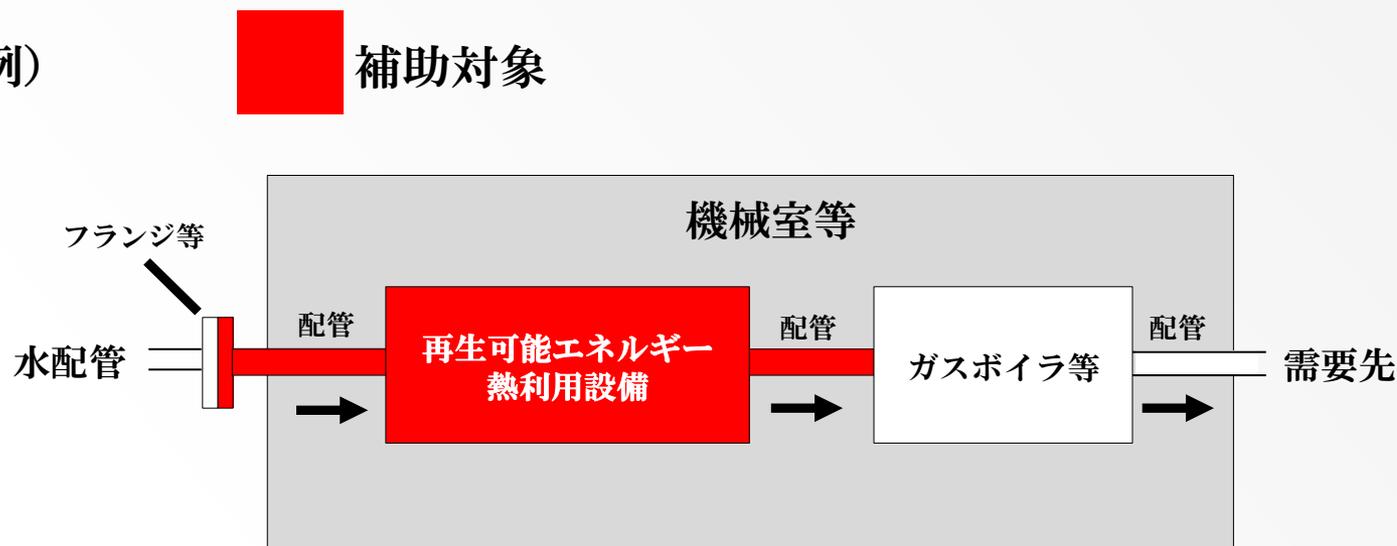
- 熱供給配管は**熱需要先まで**とし、ファンコイル等は補助対象外とします。

(例)



- 再生可能エネルギー熱利用設備と、補助熱源（ガスボイラ等）併用の場合
⇒ **補助熱源との接続部分まで**を補助対象範囲とします。

(例)

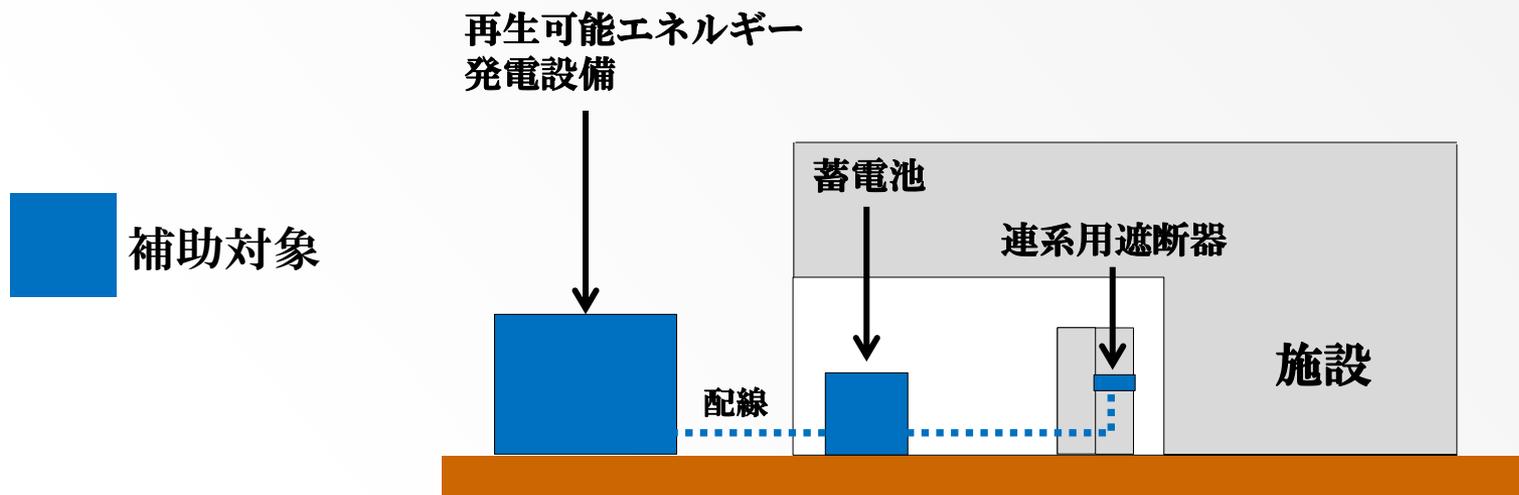


その他

地中熱利用での地中熱交換器及び駐車場、道路への融雪用パイプの設置及び工事は補助対象とし、ビニールハウス等を含む屋内暖房用設備の設置及び工事は補助対象外とします。

- 再生可能エネルギー発電設備を導入する場合
⇒再生可能エネルギー発電から連系用遮断器までを補助対象範囲とします（原則、発電設備の専用設備のみ）。

(例)



- ・バイオマスコージェネレーション（熱電併給）
固定価格買取制度の設備認定を受けない場合
⇒熱供給と発電の共通利用設備は、**年間総発熱量と年間発電量（熱量換算）の熱量比率で按分**します。

(例)

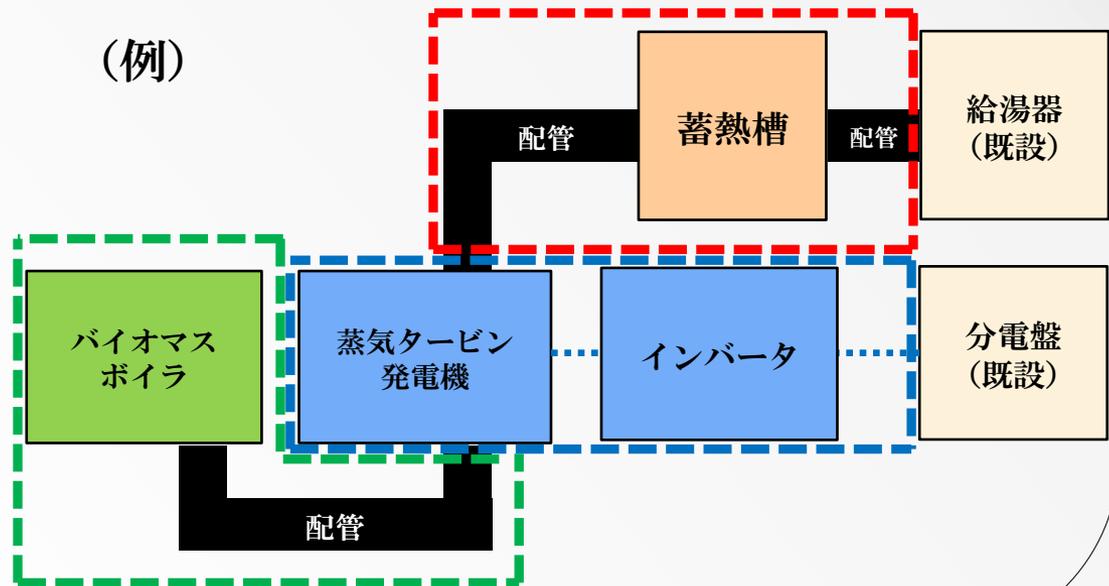
赤線＝熱利用設備の補助対象範囲

青線＝発電設備の補助対象範囲

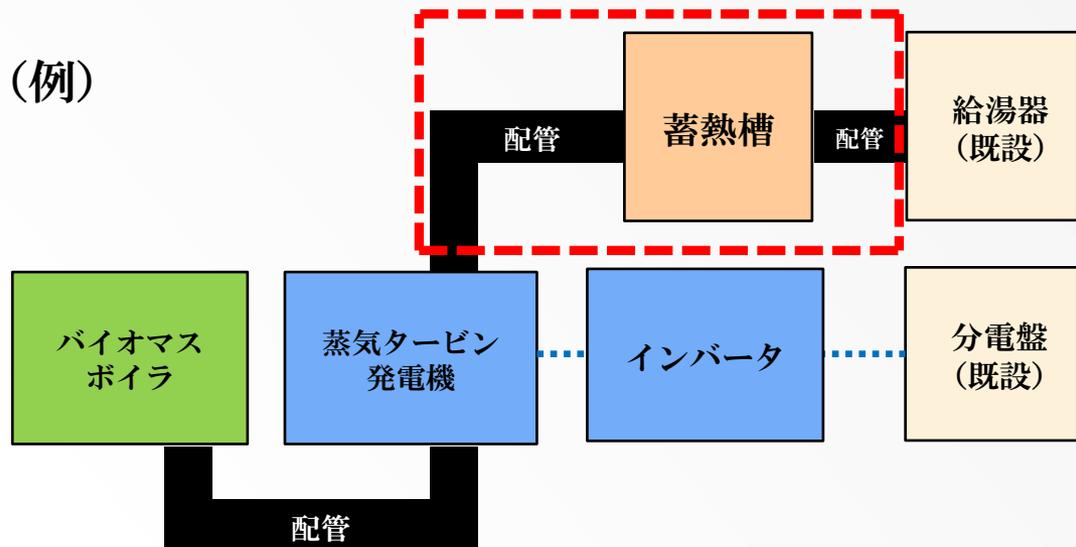
緑線＝共通利用設備



**年間総発熱量と
年間発電量（熱量換算）の
熱量比率で按分**



- ・バイオマスコージェネレーション（熱電併給）
固定価格買取制度の設備認定を受けている（受ける）場合
⇒赤線部分のみを補助対象範囲とします。



- 複数の再生可能エネルギー利用設備を導入する場合において、共通利用設備がある場合

⇒補助対象経費は、**年間総発熱量又は年間発電量の比率で按分**します。

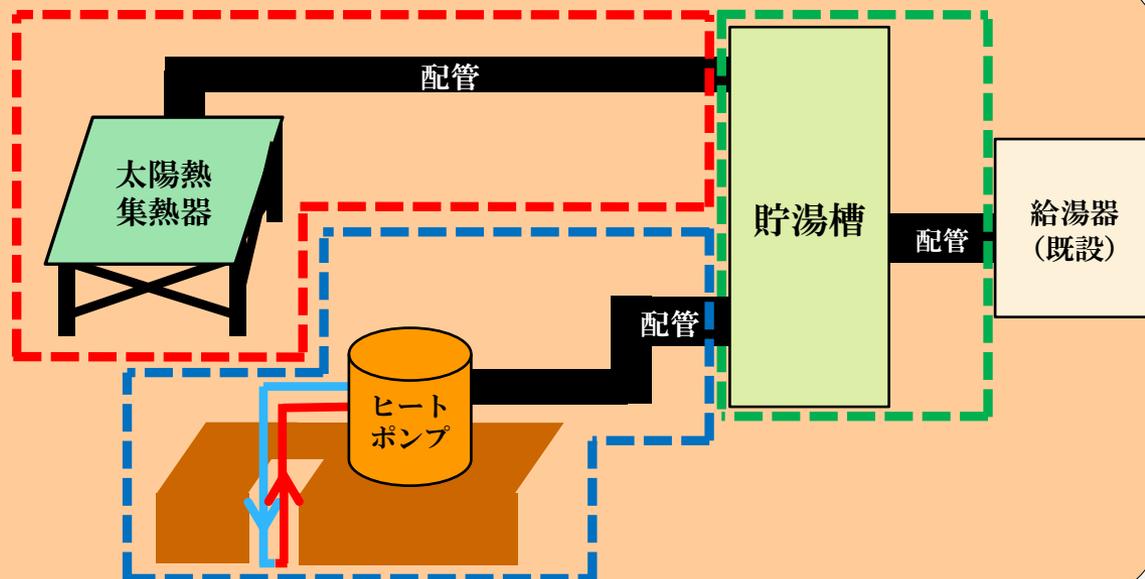
熱利用設備の例

赤線 = 太陽熱利用設備の
補助対象範囲

青線 = 地中熱利用設備の
補助対象範囲

緑線 = 共通利用設備

↓
**年間総発熱量の
比率で按分**



申請単位

申請単位は、以下のいずれかとします。

- 再生可能エネルギー熱利用設備を導入する場合

⇒ **熱利用区域毎の単位**とします。

※同一の熱利用区域に複数の再生可能エネルギー熱利用設備を導入する場合は、1申請とします。

- 再生可能エネルギー発電設備及び蓄電池を導入する場合

⇒ **電気事業者との1需給契約単位**とします。

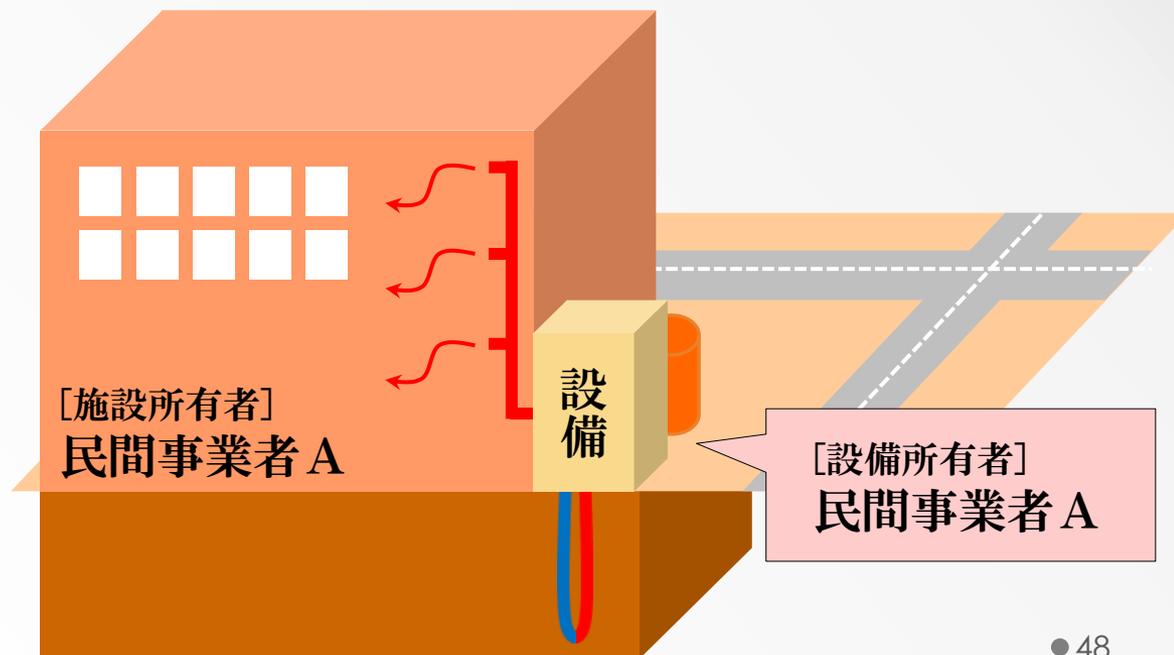
※電気事業者との1需給契約の施設に複数の再生可能エネルギー発電設備を導入する場合は、1申請とします。

※再生可能エネルギー熱利用設備と再生可能エネルギー発電設備を同時に導入する場合は、申請書類を分け、それぞれ申請をしてください。

パターン①

- ・ 民間事業者 A が、自社の施設に再生可能エネルギー熱利用設備を導入し、熱利用

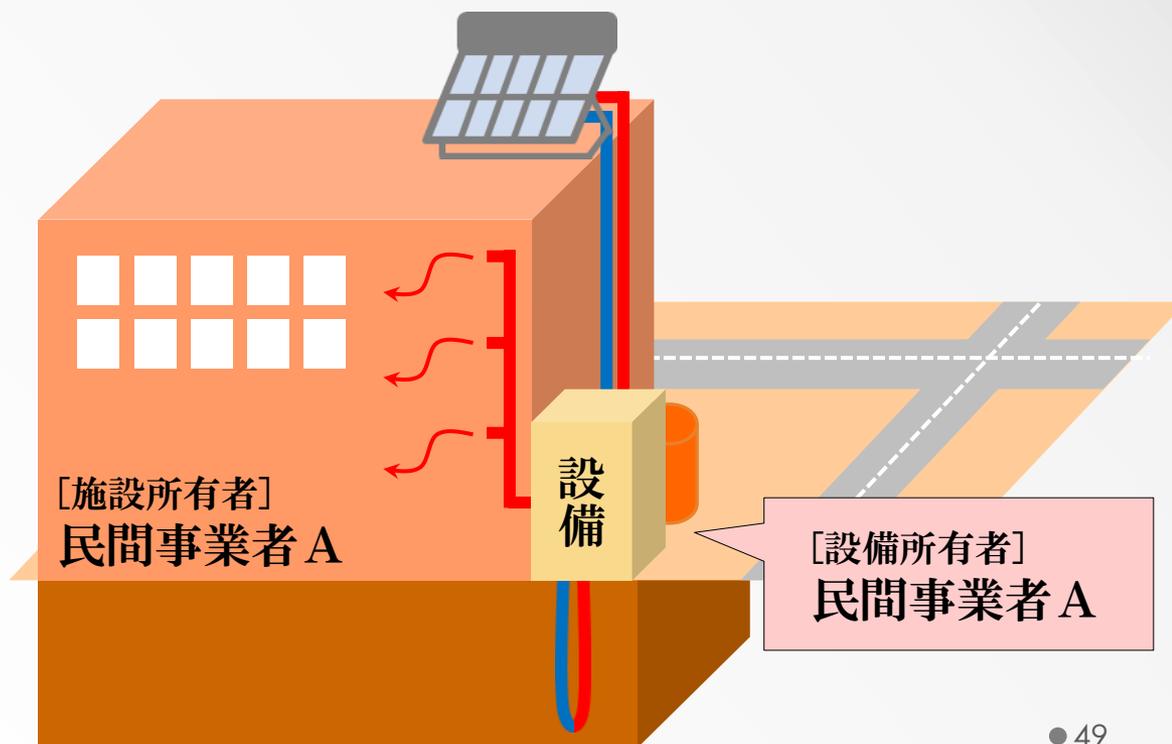
申請者 : 民間事業者 A
申請単位 : 1 申請



パターン②

- 民間事業者 A が、自社の施設に再生可能エネルギー熱利用設備を複数導入し、熱利用

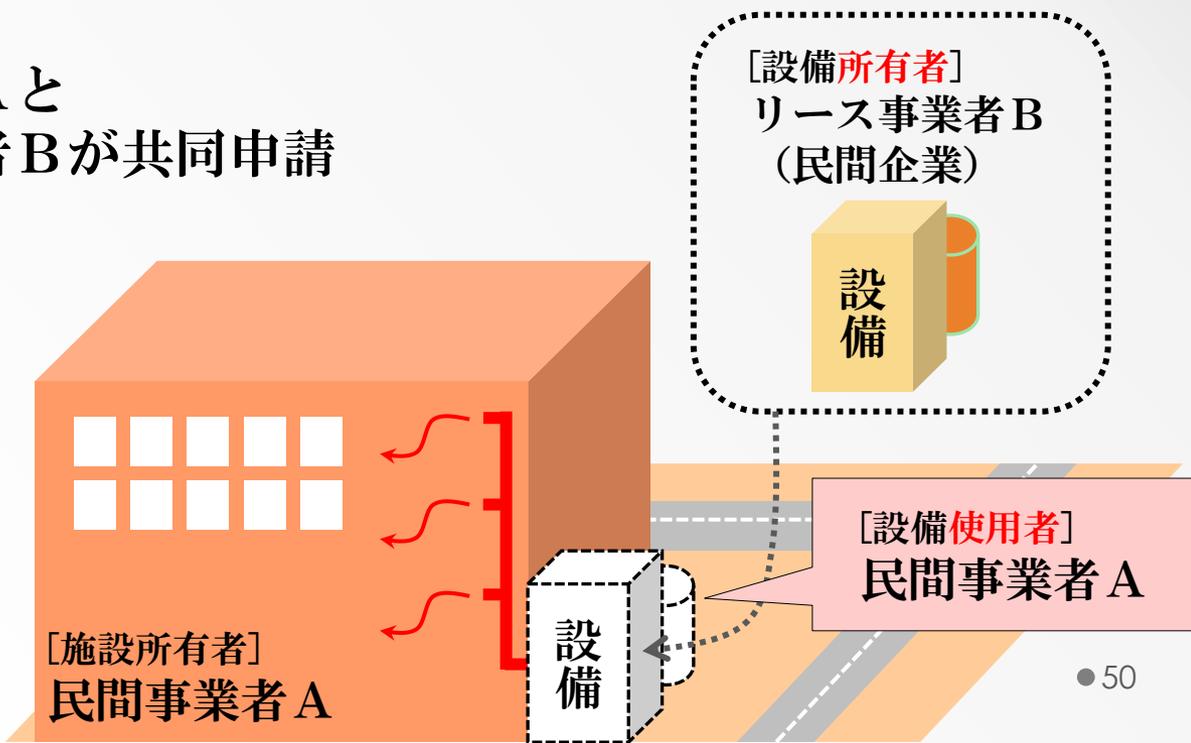
申請者 : 民間事業者 A
申請単位 : 1 申請



パターン③

- 民間事業者 A が、リース事業者 B から再生可能エネルギー熱利用設備をリースで導入し、自社の施設で熱利用

申請者 : 民間事業者 A と
リース事業者 B が共同申請
申請単位 : 1 申請



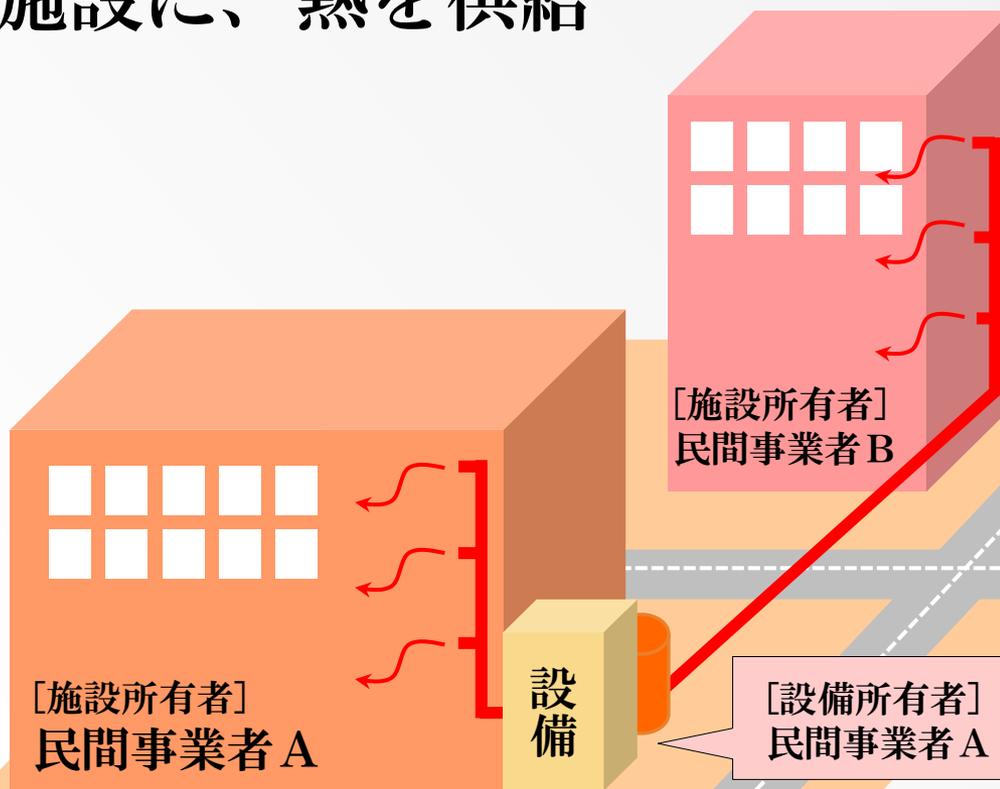
パターン④

- 民間事業者 A が、自社の施設に再生可能エネルギー熱利用設備を導入し、自社施設及び民間事業者 B の施設に、熱を供給

申請者 : 民間事業者 A

申請単位 : 1 申請

※ A ⇔ B の
熱供給に係る契約書等が
必要



パターン⑤

- ・ 民間事業者 A が、自社の施設に再生可能エネルギー発電設備を導入し、自家消費

申請者 : 民間事業者 A
申請単位 : 1 申請

[設備所有者]
民間事業者 A

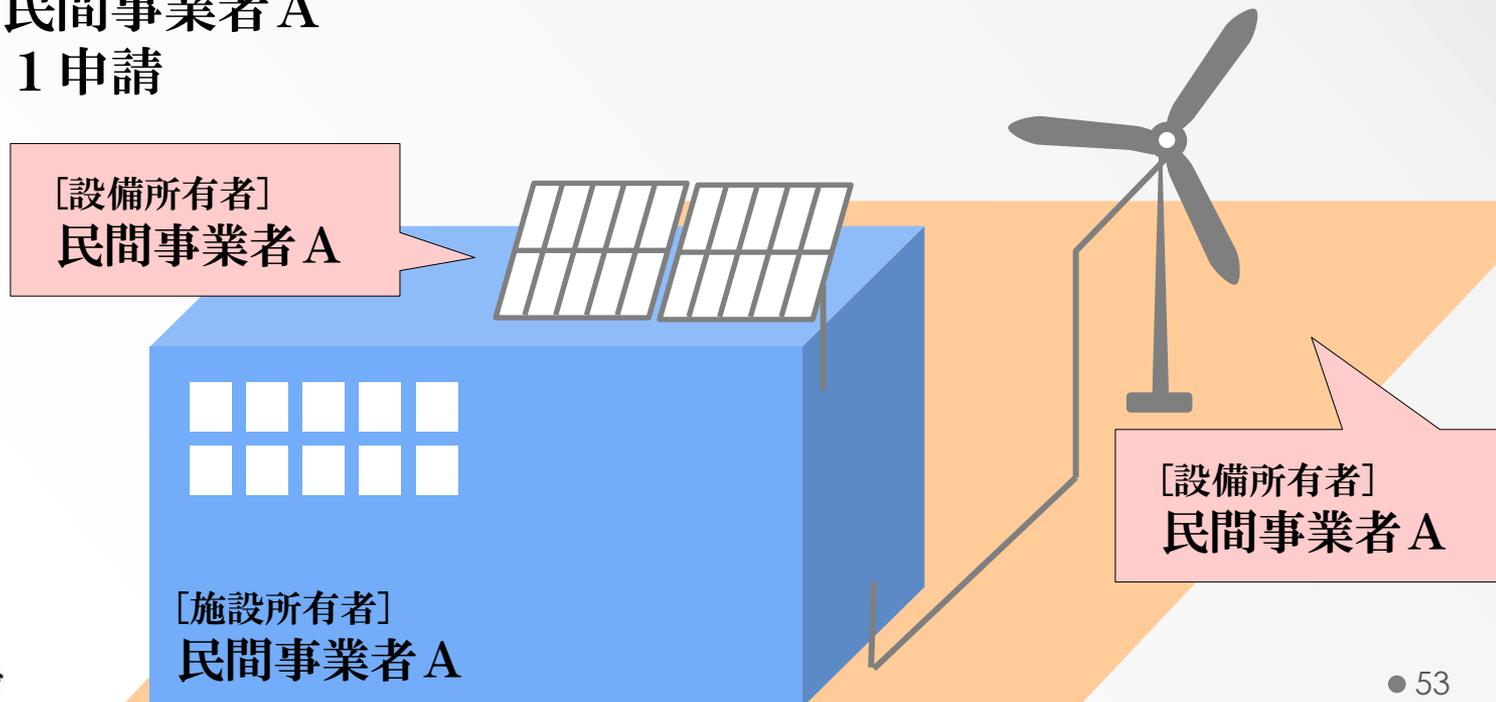
[施設所有者]
民間事業者 A

※地方公共団体の施設に、指定管理事業者である民間事業者 A が再生可能エネルギー発電設備を導入し、施設内で自家消費を行う場合も可とする。

パターン⑥

- ・ 民間事業者 A が、自社の施設に再生可能エネルギー発電設備を複数導入し、自家消費

申請者 : 民間事業者 A
申請単位 : 1 申請

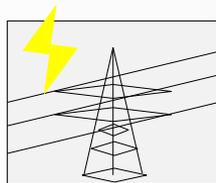


パターン⑦

- 民間事業者 A が、自社の施設に再生可能エネルギー発電設備を導入し、電気事業者との需給契約が同一の複数施設で自家消費

申請者 : 民間事業者 A

申請単位 : 1 申請



1 需給契約

[設備所有者]
民間事業者 A

[施設所有者]
民間事業者 A

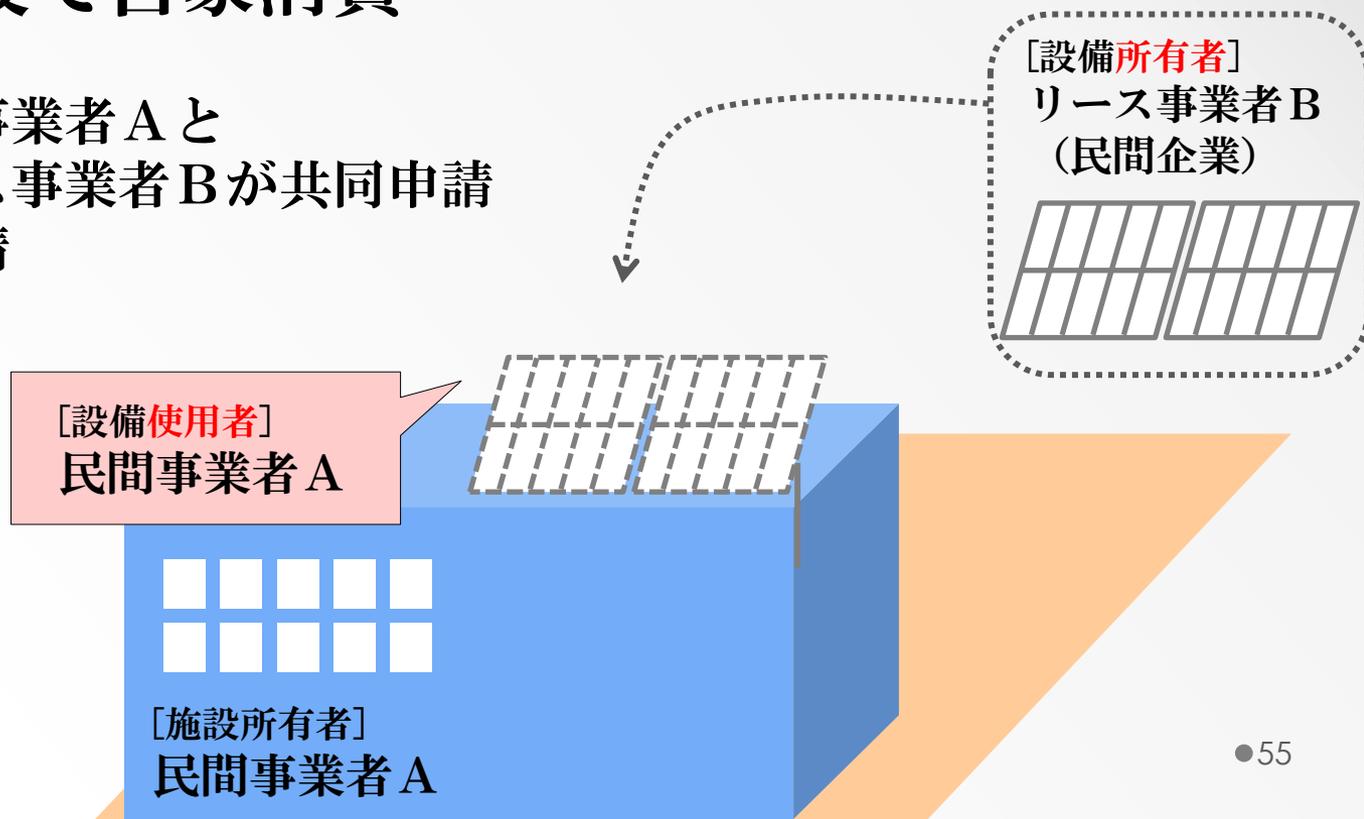
[施設所有者]
民間事業者 A

※電気事業者との
需給契約が分か
れている場合は×

パターン⑧

- 民間事業者 A が、リース事業者 B から再生可能エネルギー発電設備をリースで導入し、自社の施設で自家消費

申請者 : 民間事業者 A と
リース事業者 B が共同申請
申請単位 : 1 申請



共同申請の補足

- リースを利用する場合は、**所有権者であるリース事業者等と、再生可能エネルギー利用設備の使用者との共同申請を行ってください。**
- リース事業者等は【P 15～16 補助対象事業者】の要件を満たす者とします。
- リース事業者等は1申請につき1社とします。
- リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提示する必要があります。

共同申請の補足

- 同一事業において、自己購入とリースの併用がないこととします。
- 補助対象となる設備は、処分制限期間（法定耐用年数）の間使用してください。
なお処分制限期間内に財産処分を行う時は、事前にSIIの承認を受ける必要があります。
※詳細は【P80 取得財産等の管理等】を参照してください。

補助率

補助率は、補助対象経費の合計額の **1 / 3 以内** とします。

※ S I I が認める、民間事業者が地方公共団体から指定・認定を受け、かつ先導的な事業の場合、補助対象経費の合計額の 2 / 3 以内を補助する場合があります。

※ 太陽光発電設備の場合、補助対象経費の合計額の 1 / 3 以内と、10万円 / kW のいずれか低い額とします。

補助金上限額

1 申請あたりの補助金上限額は、以下のいずれかとします。

- 再生可能エネルギー熱利用設備を導入する場合
⇒ **3億円／年度**
- 再生可能エネルギー発電設備及び蓄電池を導入する場合
⇒ **1億円／年度**

※予算額を超える申請があった場合等には、採択された場合でも申請された補助金額が減額される場合があることを、あらかじめご了承ください。

複数年度事業

補助対象期間は**原則単年度事業**を対象としますが、事業工程上単年度では事業完了が不可能であると確認できる事業について、**原則最大4年**までを対象の補助対象期間とします。



複数年度事業の留意点

- 複数年度事業であっても、各年度の交付決定は当該年度に要する事業に対するものであり、**次年度以降の補助金交付を保証するものではありません**。従って、複数年度事業については、年度毎に補助金交付申請を行う必要があります（複数年度で0円の年度がある事業は認められません）。

この場合、次年度以降の補助金額は、原則として**当該事業が採択された事業開始年度において申請した補助金額が上限額**となります。また補助率は原則採択時の補助率を次年度以降も採用します。

なお、予算上やむをえない場合には交付決定額について減額等を行う場合があることに留意してください。



複数年度事業の留意点

- 複数年度事業についても、原則として**2年目以降の事業は、各年度の交付決定日以降に開始してください。**また各年度の事業完了日から次年度の交付決定日までは**事業を実施しないでください。**
- 年度毎の実績（設計図書、対象設備、対象工事等の成果）に対して、各年度の事業完了時点で支払い実績があるものを補助対象とします。

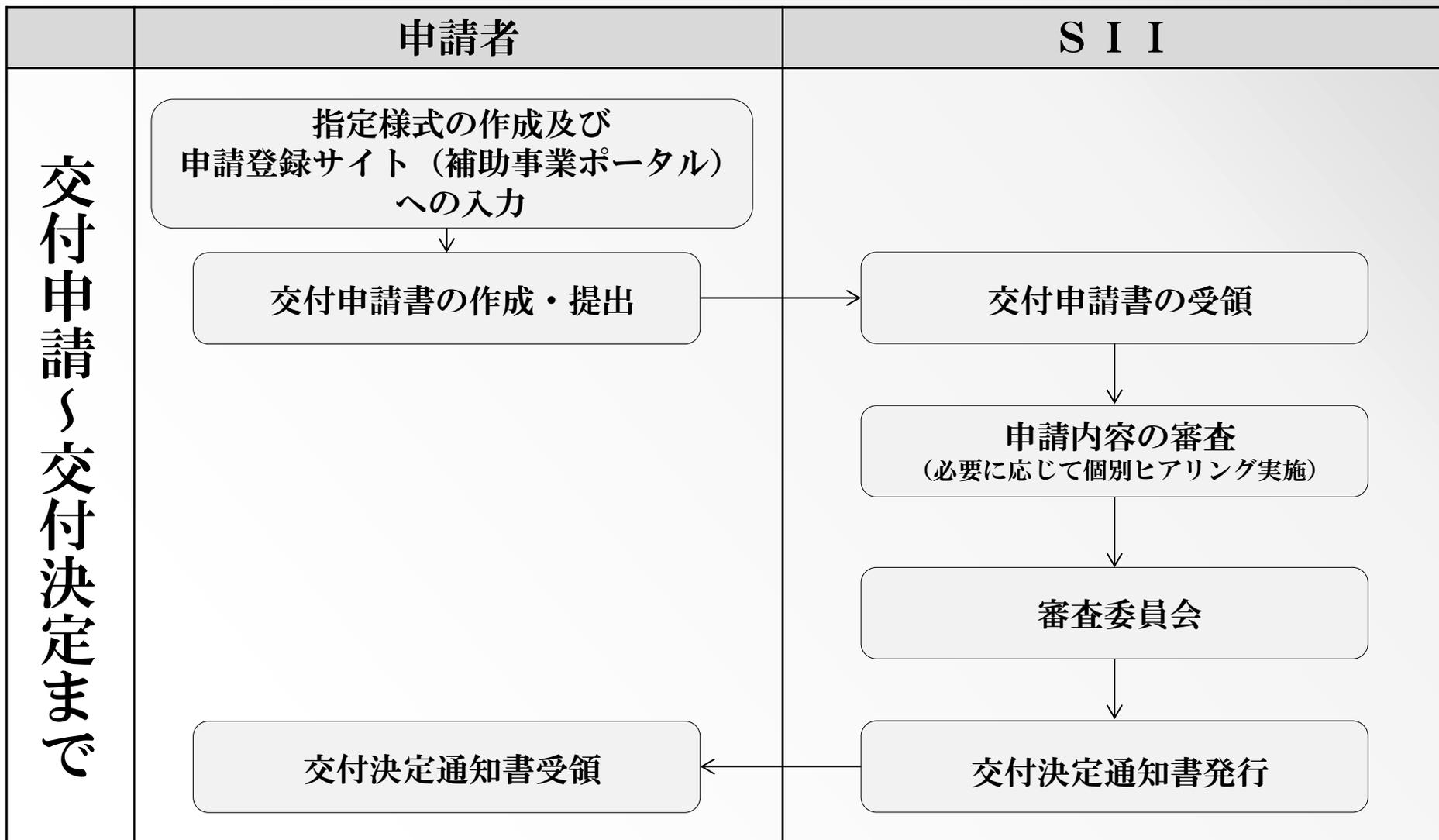


複数年度事業の留意点

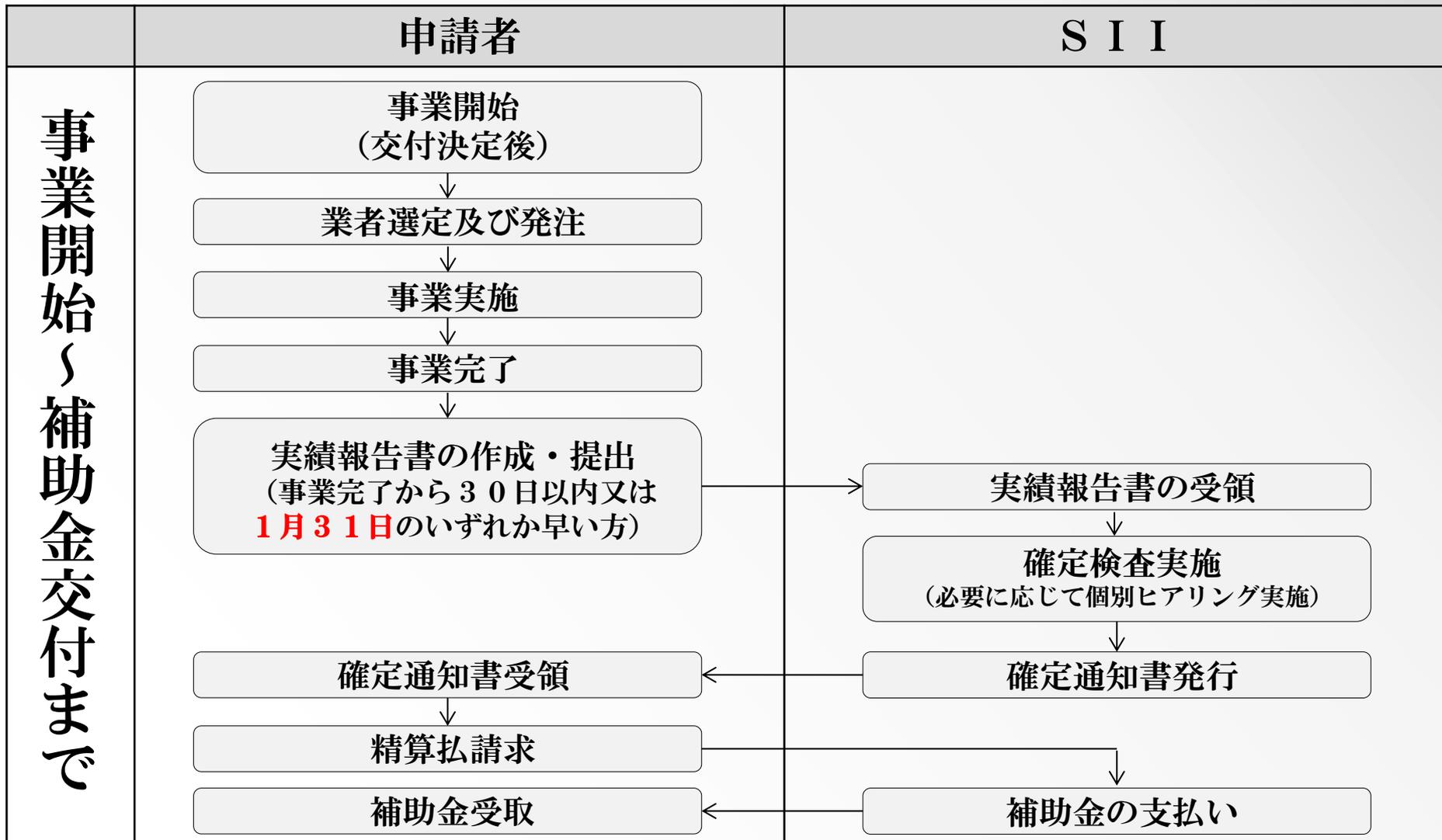
- 複数年度事業において途中の年度で事業を取りやめた場合（事業廃止）は、**原則として既に交付した過年度分の補助金の返還が必要になる**ことに留意してください。
- 複数年度事業の翌年度以降の事業計画を変更する場合は、あらかじめ事業開始前にS I Iに報告し、S I Iの指示に従ってください。

事業の実施

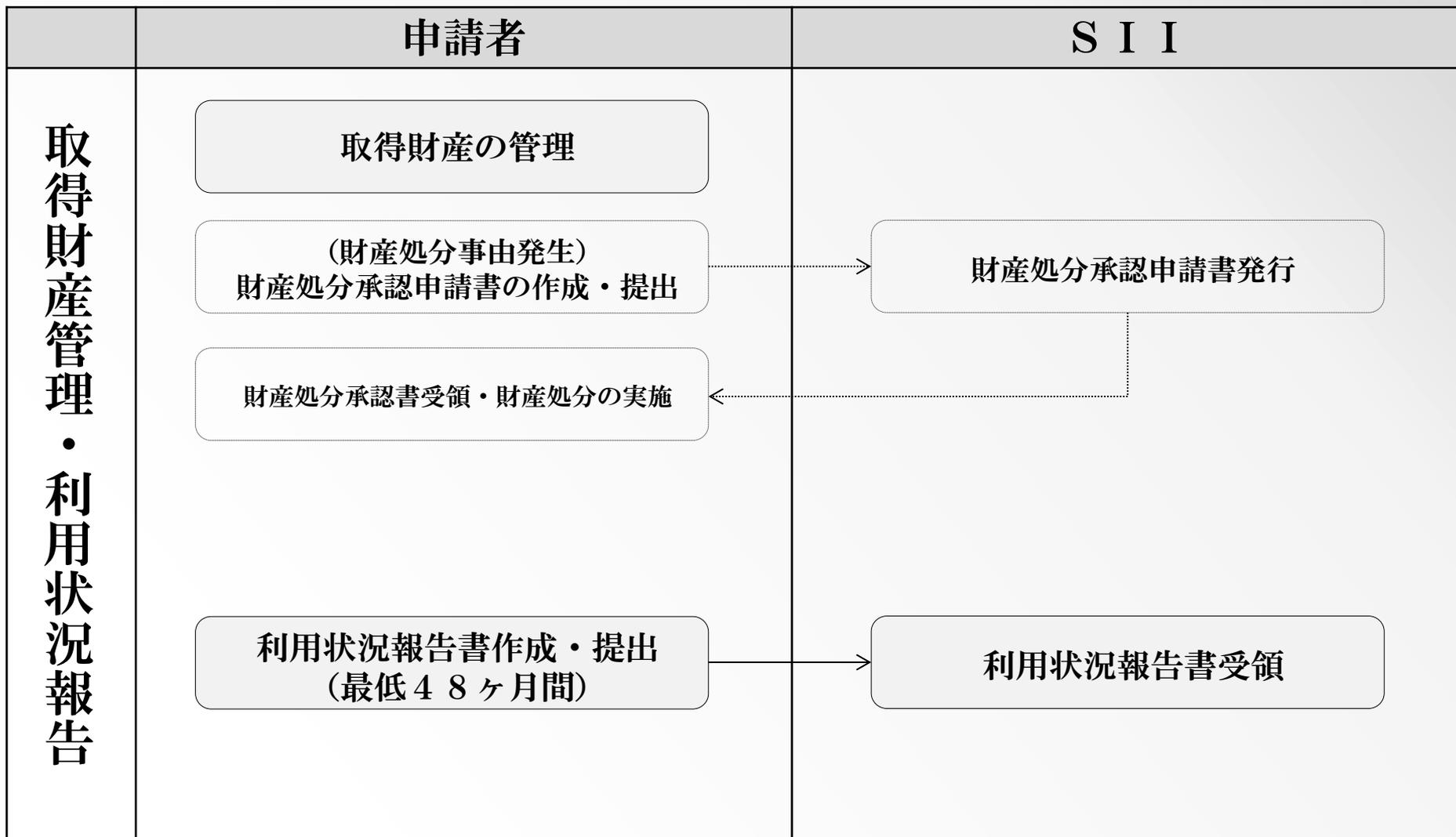
事業全体のスケジュール



事業全体のスケジュール



事業全体のスケジュール



交付の申請

公募要領の確認

事業計画の立案

SIIホームページを確認 (https://sii.or.jp/re_energy28/)

アカウントの登録

- ・補助事業ポータルを利用するためにアカウントを登録

アカウントの登録後
補助事業ポータルへログイン

補助事業ポータルへ入力

- ・補助事業者情報等を入力

一部の書類を
補助事業ポータルから出力

- ・「交付申請書（様式第1）」「別紙1」「別紙2」のPDFをダウンロードし、出力

実施計画書等（Excel書式）
及び自由書式の作成

- ・ホームページより「実施計画書等（Excel書式）」をダウンロードし、作成
- ・その他必要となる書式（自由書式）を作成

※申請するために必要な添付資料も合わせて揃えること（「公募要領 P30 提出書類一覧」を参照）

実施計画書等（Excel書式）
及び自由書式を出力

作成した一部の情報を
補助事業ポータルへ入力

補助事業ポータル

交付申請書類一式を揃え、書類を郵送

※ファイリング方法は「公募要領 P.29」を参照のこと

申請方法

交付の申請

《申請受付期間》

平成28年4月28日（木）～平成28年9月9日（金） 17時（必着）

書類提出先

〒104-0061

東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル5階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第一グループ

「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金」交付申請書在中

※郵送時は、**必ず赤字で**

「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金 交付申請書在中」と記入してください。

※申請書類は、配送事故に備え、配送状況が確認できる手段で郵送してください（直接、持ち込みは不可）。

※郵送宛先には当団体の略称「SII」は使用しないでください。

※申請書類は返却しない為、必ず副本を手元に控えておいてください。

審査

S I I は補助金交付申請書に記載された事業内容等について、申請者に対しヒアリングを行い、交付要件等の審査を行った後、外部有識者による審査委員会の結果を踏まえ採択者を決定します。

※なお、採択は予算の範囲内で行うこととなるため、要件を満たしている場合であっても不採択となることがあります。

詳細は「公募要領P 2 5 ~ 2 6」をご確認ください。

交付決定・採択結果の公表

S I I は、交付規程に従って交付決定通知書により採択された補助事業者に通知します。

※交付決定通知書に記載の金額は、**補助事業者に対して実際に交付する補助金の額ではありません。**

補助事業完了後、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後に S I I が実施する「確定検査」において補助金額を確定します。

※送付された交付決定通知書は、**補助事業者自身で保管し、紛失等が無いよう細心の注意を払ってください。**

S I I は、補助金の交付決定後に、採択件数及び採択された事業に関する情報（補助事業者名、事業名、実施場所（都道府県）、事業期間、事業概要等）を S I I ホームページで公表します。

補助事業の開始

補助事業者は、S I I から交付決定通知を受けた日以降に発注・契約を行ってください。

なお、原則として3者見積・競争入札によって、相手先を決定してください。3者見積・競争入札は公募開始から交付決定前の実施も可とします。



※3者見積を行う場合、以下の点に留意してください。

- ・見積仕様書（見積図面）を作成し、内部で見積依頼先の選定の承認を受けた上で、**書面による見積依頼（見積り依頼する仕様を明確にすること）を行ってください。**
- ・見積依頼先の選定の承認に関して、稟議書・役員会議議事録等の書類に**工事名称・3者の見積依頼先等を明記してください。**

※競争入札を行う場合には、**当該補助事業者の規程に基づいて実施してください。**



その他留意点

- 補助対象外部分の工事等に関する発注・契約が発生し、一括で契約する場合においても、**それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できるようにしてください**（補助対象経費に関する発注・契約及び支払い等が明確に判別出来ない場合、補助金が支払われないことがあります）。
- 当該年度に実施された設計、設備購入、工事等については、**当該年度中（補助事業実績報告書提出の前まで）に対価の支払い及び精算を完了してください**。複数年度事業を一括で契約する場合は、**発注・契約についても年度毎の実施内容及び金額等が確認できる形態にしてください**。

補助事業の計画変更

補助事業者は、交付申請時の事業内容の変更、補助事業に要する経費の配分額の変更または補助事業の中止・廃止等を行うときは、S I I が軽微と判断するものを除いて、**原則、所定の様式を用いて申請し、事前に承認を受ける必要があります**（S I I の承認を受けずに変更、中止、廃止等を行った場合は、補助金が支払われないことがあります）。

なお、補助対象経費の費目毎に配分された額を変更しようとする場合で、各配分額のいずれか低い額の10%以内で変更する場合は、S I I の承認を受ける必要はありません。

※また何らかの理由により補助対象経費が増額となる事態が発生しても、交付決定金額の増額は原則認められません。

中間検査

S I I は、事業期間中に必要に応じて
中間検査（現地検査を含む）を
行うことがあります。

その場合、**補助事業者はS I Iの
指示に従い、対応してください。**

補助事業の完了

設置工事の完了

システムの試運転の完了（検収完了）

補助対象経費の全額支出完了

補助事業の完了

- ※補助事業者から工事請負業者等への代金支払方法は、**原則、検収翌月までに現金払い（金融機関による振込）**で行ってください。
クレジット契約、割賦契約、手形、相殺等による支払は認められません。
- ※なお、事業完了の遅延が見込まれる場合は、**速やかにS I Iに連絡してください。**

実績報告及び額の確定

補助事業者は、当該年度の補助事業が完了した場合は、**事業完了後30日以内**あるいは**平成29年1月31日のいずれか早い日**までに実績報告書をS I Iに提出してください。



また自社からの調達がある場合は、**利益相当分を排除する必要があります。**

※詳細は「公募要領 P15」をご確認ください。

実績報告及び額の確定

S I I は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後、書類検査及び必要に応じて行う現地検査（確定検査）を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知します。

なお確定検査を行うにあたり、**補助事業者に用意してもらった書類は交付決定後に別途伝える**ものとします。

補助金の支払い

補助事業者は、S I I の確定通知を受けた後に精算払請求書を提出し、その後、補助金の支払いを受けます。

取得財産等の管理等

- 補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産等（取得財産等）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、特に保守については、その実施内容、体制等を充分整備し、故障等による設備利用率の低下を最小限にするなど、補助金の交付の目的に従って、その効率的、効果的運用を図る必要があります。
- また、取得財産等の管理に当たっては、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、**処分制限期間内に取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとする時は、あらかじめS I Iの承認を受ける必要があります。**

※ 処分制限期間とは、導入した機器等の耐用年数期間をいいます。

※ 耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に準じます。

利用状況等の報告

- 補助事業者は、補助事業の適正な管理のため、取得財産等（補助事業により設置した再生可能エネルギー利用設備）の利用状況等の報告を行わなければなりません。
- 報告内容・時期等については、S I I が交付決定後に別途連絡を行います。
- また申請時の計画値と実績値の乖離が大きい場合、S I I はその原因について調査・報告を求める場合があります。

(1) 利用状況報告の期間、提出時期

- 利用状況報告のデータの収集期間は、**補助事業実施年度の次年度から48カ月間（4年間）**としますが、個別の状況により変更される場合があります。
- 記録様式（Excel）は、S I Iから電子メール等で送付します。
- 利用状況報告は、月単位の集計データとします。
- 必要に応じて、その他のデータの提出を求める場合があります。
- 利用状況報告のための計測器の設置経費は補助対象とします。

(2) 主な提出データ

- 再生可能エネルギー熱利用設備の場合
⇒総発熱量、熱利用量、バイオマス依存率（※）等
- 再生可能エネルギー発電設備の場合
⇒発電量、電力消費量、バイオマス依存率（※）等

※バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、バイオマス発電の場合のみ。

問い合わせ

公募に関する問い合わせ、申請方法等の相談・連絡

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第一グループ
再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金 担当

TEL：03-5565-3850

<http://sii.or.jp/>

※受付時間は平日の10:00～12:00、13:00～17:00です。

※通話料がかかります。